

# 行方不明者発見活動に関する訓令

平成22年3月2日

本部訓令第3号

[沿革] 平成25年3月本部訓令第9号、12月第17号、27年3月第6号、29年1月第1号、令和3年3月第13号、9月第26号、4年7月第17号、5年3月第2号、6年2月第2号、8年3月第5号改正

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 行方不明者届の受理等（第6条—第11条）

第3章 行方不明者の発見のための活動

第1節 一般的な発見活動（第12条—第19条）

第2節 特異行方不明者の発見活動（第20条—第24条）

第4章 行方不明者の発見時の措置（第25条—第29条）

第5章 雑則（第30条・第31条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この訓令は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、県警察における行方不明者発見活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この訓令において「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届出がなされたものをいう。

2 この訓令において「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）凶悪犯被害者

殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者

（2）福祉犯被害者

少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者

（3）事故遭遇者

行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者

（4）自殺企図者

遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者

（5）自傷他害のおそれがある者

ア 精神障害者

精神障害の状態にあり、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

イ 危険物携帯者

危険物を携帯しており、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

ウ その他の事情に照らして自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

(6) 自救無能力者

病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの

(行方不明者発見活動の基本)

**第3条** 行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。

(2) 行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

(3) 行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。

(4) 県警察の各部門及び関係都道府県警察並びに警察庁と緊密に連携・連絡等することにより、警察の組織的機能を十分に発揮すること。

(行方不明者発見活動主管課長)

**第4条** 行方不明者の発見活動を行うに当たり、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、本部長を補佐し、その事務を行うとともに、警察職員に対する指導教養の徹底等を図るものとする。

(警察署長)

**第5条** 警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、これを相互に連携させるなどにより行方不明者発見活動の適切な実施を確保すること。

2 警察署長が指揮すべき事項、指揮の方法、事案指揮簿の様式その他指揮に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 行方不明者届の受理等

(行方不明者届の受理)

**第6条** 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとする。

(1) 行方不明者の親権を行う者又は後见人

(2) 行方不明者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族

(3) 行方不明者を現に監護する者

(4) 福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、行方不明者の同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

2 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者が遠隔の地に居住していることその他の事情により前項の警察署長に対し行方不明者届をすることが困難

であると認めるときは、前項各号に掲げる者から行方不明者届を受理することができる。

- 3 行方不明者届は、規則第6条第3項に規定する行方不明者届出書により受理すること。

(行方不明者届の受理時の措置)

**第7条** 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から次に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身体の特徴その他の行方不明者の特定に必要な事項
  - (2) 行方不明者が行方不明となった日時、場所及びその状況
  - (3) 行方不明となった原因、動機その他の特異行方不明者に該当するかどうかの判定に必要な事項
  - (4) 行方不明者の発見時の措置に関する届出人の意思
  - (5) 届出人の連絡先
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、行方不明者発見活動に必要な事項
- 2 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対して、行方不明者が発見された場合に警察がとり得る措置その他の警察が行う行方不明者発見活動の内容について説明すること。
  - 3 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、別に定める行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）を作成しなければならない。

(行方不明者に係る事項の報告)

**第8条** 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、速やかに、前条第1項各号に掲げる事項を聴取の上、本部長に報告（人身安全・少年課長経由。以下同じ。）しなければならない。この場合において、行方不明者届出書の写し及び受理票の写しを人身安全・少年課長に送付しなければならない。

- 2 人身安全・少年課長は、前項の規定により報告並びに行方不明者届出書の写し及び受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該事項を警察庁生活安全局人身安全・少年課長（以下「警察庁人身安全・少年課長」という。）に報告しなければならない。
- 3 警察署長は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を本部長に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により変更の報告があった場合について準用する。
- 5 警察署長は、各年ごとに行方不明者届出書等保管綴を備え付けるとともに、行方不明者届出書、受理票等当該行方不明者に関する書類を作成、受理等した場合は、別に定める索引を作成し、当該行方不明者に関する記録を整理保管すること。
- 6 人身安全・少年課長は、各年ごとに行方不明者届出書等受理綴及び行方不明者使用車両手配登録綴を備え付け、警察署長から送付を受けた当該事案の関係書類について整理保管しなければならない。

(事案の引継ぎ)

**第9条** 第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら行方不明者発見活動を行うことが適当でないとき、前条第1項の規定により報告した後速やかに、当該行方不明者届に係る事案を当該行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長に引き継がなければならない。

2 前項の規定による引継ぎは、別に定める行方不明者届引継書により行わなければならない。

3 事案引継署長(第1項の規定により事案を引き継ぐ警察署長をいう。以下同じ。)は、引継ぎをする場合においては、あらかじめ本部長に報告するとともに、行方不明者届引継書の写しを人身安全・少年課長に送付した後、直接に、又は人身安全・少年課長を通じて事案引受署長(当該引継ぎを受ける警察署長をいう。以下同じ。)に引き継がなければならない。

4 事案引継署長は、行方不明者届引継書により事案を引き継ぐに当たって、行方不明者届引継書正副2通を作成し、直接に、又は人身安全・少年課長を通じて事案引受署長に交付しなければならない。

5 事案引受署長は、前項の規定により行方不明者届引継書正副2通の交付を受けた後、正本は保管し、副本は担当者の署名押印を行い、直接に、又は人身安全・少年課長を通じて事案引継署長に返送しなければならない。

6 事案引継署長は、第1項の規定により引継ぎをしたときは、速やかに、届出人にその旨を通知しなければならない。

(事後に取得した情報の記録及び活用)

**第10条** 行方不明者届を受理した警察署長(前条第1項の規定により引継ぎがあった場合は、当該引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。)は、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、これを記録するとともに、行方不明者発見活動に積極的に活用するものとする。

(特異行方不明者の判定)

**第11条** 受理署長は、第7条第1項の規定による聴取の内容、前条の情報及び第3章の規定による行方不明者の発見のための活動を通じて得られた情報に基づき、行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

2 受理署長は、前項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がその後これに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を本部長に報告しなければならない。

### 第3章 行方不明者の発見のための活動

#### 第1節 一般的な発見活動

(警察活動を通じた行方不明者の発見活動)

**第12条** 警察職員は、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に際して、行方不明者の発見に配慮すること。

(行方不明者照会)

**第13条** 県本部の行方不明者発見活動を担当する課若しくは隊の長又は警察署長は、行方不明者の発見のため必要があるとき、警察庁人身安全・少年課長が保管

する行方不明者に係る記録について、人身安全・少年課長を通じて、行方不明者照会を行うことができる。

(行方不明者に係る資料の公表)

**第14条** 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、別に定める様式により行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署、交番、駐在所等の警察施設での掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定により受理署長が資料を公表する期間は、当該資料に係る行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときその他資料を公表する必要がなくなったと認めるときを除き、資料を公表した日からおおむね3か月間とする。ただし、受理署長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

3 受理署長は、届出人その他関係者から第1項の規定による資料に準じて作成された資料の提供を受けたときは、これを同項に規定する方法により公表することができる。

(受理票の写しの送付)

**第15条** 受理署長は、行方不明者届を受理した日から1か月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、受理票の写しを作成し、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

(身元不明死体票の作成及び送付)

**第16条** 警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第1項の規定により報告を受けた死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、別に定める身元不明死体票を作成し、鑑識課長に送付しなければならない。この場合において、別に定める身元不明死体照会簿によりその経過を明らかにしておくこと。

(鑑識課長による対照等)

**第17条** 鑑識課長は、第15条又は第20条第3項の規定により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該受理票の写しと第3項の規定により保管する身元不明死体票とを対照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

2 鑑識課長は、前条の規定により身元不明死体票の送付を受けたときは、速やかに、当該身元不明死体票と次項の規定により保管する受理票の写しとを対照する方法により調査を行い、当該身元不明死体票に係る死亡者が当該受理票の写しに係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不明死体票及び受理票の写しを送付した警察署長に通知しなければならない。

3 鑑識課長は、前2項に規定する調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票を整理し、及び保管するとともに、速やかに、その写しを作成し、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送付しなければならない。

(警察署長への通知)

**第18条** 鑑識課長は、前条第3項の規定により警察庁犯罪鑑識官に送付した受理票の写し又は身元不明死体票の写しについて、当該受理票の写しに係る行方不明者又は身元不明死体票の写しに係る死亡者が警察庁犯罪鑑識官が保管する身元不明死体票の写し又は受理票の写しに該当する旨の通知を受けたときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

(迷い人についての確認及び照会)

**第19条** 警察職員は、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、速やかに、当該迷い人を発見した場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該迷い人について、自ら又は他の警察署長が受理した行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとする。

3 警察署長は、必要な調査を行っても当該迷い人の身元が判明しない場合は、別に定める迷い人に係る照会書により、人身安全・少年課長経由で他の警察署長に照会することができる。

4 前項の照会を受けた警察署長は、必要な調査を行い、当該迷い人の身元が判明した場合は、直接に、又は人身安全・少年課長を通じて当該照会をした警察署長に回答するものとする。

#### 第2節 特異行方不明者の発見活動

(受理署長の措置)

**第20条** 受理署長は、特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集又は必要な探索若しくは捜査を行うとともに、届出人その他関係者と適時必要な連絡をとること。

2 受理署長は、前項に規定する場合において、特異行方不明者の発見のために必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力を求めるものとする。

3 受理署長は、特異行方不明者（福祉犯被害者を除く。）については、第15条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定による判定をした後速やかに、受理票の写しを作成し、鑑識課長に送付しなければならない。

(特異行方不明者手配)

**第21条** 受理署長は、次に掲げるときは、他の警察署長に対して、特異行方不明者の発見を求める手配（以下「特異行方不明者手配」という。）を行うことができる。

(1) 特異行方不明者の立ち回り見込先が判明しているとき。

(2) 特異行方不明者の立ち回り見込地域が判明し、かつ、就業が予想される業種等が判明しているとき。

(特異行方不明者手配の手続)

**第22条** 特異行方不明者手配は、別に定める特異行方不明者手配書により、前条第1号の立ち回り見込先又は第2号の立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対して行わなければならない。

2 受理署長は、特異行方不明者手配を行う場合においては、あらかじめ本部長に報告し、特異行方不明者手配書の写しを人身安全・少年課長に送付した後、直接に、又は

人身安全・少年課長を通じてこれを行わなければならない。

- 3 受理署長は、急を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する警察署長に対して、電話その他の方法により直接特異行方不明者手配を行うことができる。この場合においては、特異行方不明者手配を行った後速やかに、前2項の規定による手続を行わなければならない。

(特異行方不明者手配を受けた警察署長の措置)

**第23条** 警察署長は、特異行方不明者手配を受けたときは、速やかに、次に掲げる特異行方不明者の発見のための活動を行わなければならない。

- (1) 立ち回り見込先については、特異行方不明者の立ち回りの有無の調査及び立ち回り見込先の周辺の探索を行うとともに、立ち回り見込先の関係者に対して、特異行方不明者が立ち回った際における連絡の依頼その他の必要な協力を求めること。
- (2) 立ち回り見込地域については、特異行方不明者の就業が予想される業種の営業所等に対する必要な調査を行うこと。

(特異行方不明者手配の有効期間)

**第24条** 特異行方不明者手配の有効期間は、手配をした日から3か月を経過する日までとする。ただし、受理署長は、継続の必要があると認めるときは、3か月ごとにその期間を更新することができる。

#### 第4章 行方不明者の発見時の措置

(行方不明者を発見した警察職員等の措置)

**第25条** 警察職員は、行方不明者を発見し又はその死亡を確認したときは、速やかに、当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定により行方不明者を発見した旨の報告を受けたときは、当該行方不明者の生命又は身体の安全を確認するとともに、当該行方不明者及び届出人の意思を尊重しつつ、当該行方不明者に対して、届出人その他関係者に連絡するよう促すなどの措置をとらなければならない。

- 3 警察署長は、第1項の規定により報告を受けたときは、別に定める行方不明者発見票を作成しなければならない。

- 4 警察署長（受理署長を除く。）は、行方不明者について、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、受理署長に対して、次に掲げる事項を通知するとともに、行方不明者発見票の写しを送付しなければならない。

- (1) 当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した日時、場所及び状況
- (2) 当該行方不明者に対してとった措置
- (3) 当該行方不明者から聴取した事項

- 5 警察署長（受理署長を除く。）は、前項の規定により通知する場合においては、あらかじめ本部長に報告した後、直接に、又は人身安全・少年課長を通じてこれを行わなければならない。

(届出人に対する通知)

**第26条** 受理署長は、行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、速やかに、届出人に対して、発見又は死亡確認の日時、場所、状況その他の必要な事

項を通知しなければならない。ただし、当該行方不明者の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。

(1) 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等又は同条第4項に規定するストーカー行為をされていた場合

(2) 届出人から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた場合

3 前項に規定する場合において、当該行方不明者の同意があり、届出人に対して連絡をするときは、連絡事項の範囲を確認し当該行方不明者本人から別に定める同意書を徴した上で、届出人に対し連絡を行うこと。

（本部長等に対する報告等）

**第27条** 受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を本部長に報告しなければならない。

2 人身安全・少年課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁人身安全・少年課長に報告しなければならない。

3 第1項の場合において、第9条第1項の規定による事案の引継ぎを受けた警察署長は、当該引継ぎをした警察署長に、直接に、又は人身安全・少年課長を通じて通報しなければならない。

（鑑識課長等に対する報告）

**第28条** 警察署長は、第15条、第16条又は第20条第3項の規定により受理票の写し又は身元不明死体票を送付した後において、当該受理票の写しに係る行方不明者が発見され又はその死亡が確認されたとき、当該身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他当該受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を鑑識課長に報告しなければならない。

2 鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告しなければならない。

（特異行方不明者手配の解除）

**第29条** 受理署長は、特異行方不明者手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他特異行方不明者手配の必要がなくなつたと認めるときは、特異行方不明者手配を解除しなければならない。

2 前項の規定による特異行方不明者手配の解除は、別に定める特異行方不明者手配解除通報書により行わなければならない。

3 受理署長は、第1項の規定により特異行方不明者手配を解除する場合においては、あらかじめ本部長に報告し、特異行方不明者手配解除通報書の写しを人身安全・少年課長に送付した後、直接に、又は人身安全・少年課長を通じてこれを行わなければならない。

## 第5章 雑則

(行方不明者届がなされていない場合等の特例)

**第30条** 警察署長は、行方不明者届がなされていない場合又は行方不明者届をしようとする者が第6条第1項各号に掲げる者でない場合であっても、生活の本拠を離れその行方が明らかでない者のうち、第2条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの、他の法令に基づき行方の調査等を求められたものその他特に必要があると認められるものについて、この訓令による措置をとることができる。

(関係書類の保管場所及び保存期間)

**第31条** 行方不明者関係書類の保管場所及び保存期間は、次の表のとおりとする。

| 書 類 名 称              | 保 管 場 所                         | 保 存 期 間                                                        |
|----------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 行方不明者届出書及びその写し       | 受理署<br>人身安全・少年課                 | 行方不明者を発見又はその死亡を確認した場合を除き、行方不明者届を受理した日から25年間。削除した場合は、削除した日から3年間 |
| 受理票及びその写し            | 受理署<br>人身安全・少年課<br>鑑識課          | 行方不明者届出書及びその写しの保存期間に同じ。                                        |
| 行方不明者届引継書（正本・副本・写し）  | 受理署<br>事案引継署<br>人身安全・少年課        | 行方不明者届出書及びその写しの保存期間に同じ。                                        |
| 特異行方不明者手配書及びその写し     | 手配署<br>手配先署<br>人身安全・少年課         | 手配が解除された場合を除き、行方不明者届出書及びその写しの保存期間に同じ。                          |
| 特異行方不明者手配解除通報書及びその写し | 手配署<br>手配先署<br>人身安全・少年課         | 手配が解除された日から1年間                                                 |
| 行方不明者発見票及びその写し       | 発見署<br>受理署<br>事案引継署<br>人身安全・少年課 | 解除の日から3年                                                       |
| 身元不明死体票              | 鑑識課                             | 身元が確認された場合を除き、永年                                               |
| 身元不明死体照会簿            | 身元不明死体発見署                       | 身元不明死体票に同じ。                                                    |
| 迷い人に係る照会書            | 発見署<br>照会書受理署                   | 身元が確認された場合を除き、発見した日から10年間                                      |

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(家出人の発見活動に関する訓令の廃止)

- 2 家出人の発見活動に関する訓令（昭和52年本部訓令第1号）は、廃止する。

**附 則** （平成25年3月18日本部訓令第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** （平成25年12月20日本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年1月3日から施行する。

**附 則** （平成27年3月13日本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** （平成29年1月23日本部訓令第1号）

この訓令は、平成29年1月23日から施行する。

**附 則** （令和3年3月12日本部訓令第13号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式とみなす。

- 3 旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則** （令和3年9月15日本部訓令第26号）

この訓令は、令和3年9月15日から施行する。

**附 則** （令和4年7月1日本部訓令第17号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則** （令和5年3月10日本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** （令和6年2月21日本部訓令第2号）

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

**附 則** （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。